

「中央区基本計画2018（仮称）」中間のまとめに対する パブリックコメントの実施結果について

1 実施期間

平成29年12月16日（土）から平成30年1月9日（火）まで

2 実施方法

（1）周知方法

- ①区のおしらせ中央（12月1日号）への掲載
- ②区ホームページへの掲載

（2）中間のまとめの公表

- ①区ホームページへの掲載
- ②閲覧用の冊子の設置

区役所本庁舎（まごころステーション・情報公開コーナー・政策企画課）、
日本橋特別出張所、月島特別出張所

（3）意見の提出方法

政策企画課の窓口への持参、郵便、ファクシミリ、電子メール及び区のホームページからの入力

3 意見総数

意見提出者 20人
意見数 78件

4 意見に対する対応

- | | |
|------------------------|-----|
| （1）計画に反映するもの | 2件 |
| （2）計画に盛り込まれているもの | 21件 |
| （3）区において今後の事業の参考とすべきもの | 39件 |
| （4）採用には至らないと判断したもの | 11件 |
| （5）その他 | 5件 |

「中央区基本計画2018(仮称)」中間のまとめ に対するご意見の概要と区の考え方

〈取扱い〉

○計画に反映するもの

□計画に盛り込まれているもの

△区において今後の事業の参考とすべきもの

☆採用には至らないと判断したもの

－その他

| No. | ご意見の概要 | 区の考え方 | | |
|-----|--|-------|-------------------------|--|
| | | 取扱い | 該当ページ | 考え方 |
| 1 | 計画事業における施設整備は「晴海地区における庁舎の整備」のように設置地域を明記すべきです。 | ○ | － | 計画事業の施設整備のうち整備地域が定まっているものについて、地域名を追記します。 |
| 2 | P99の「(5)都市づくりにおける低炭素化」の中に、「大規模ビルにはエネルギーの面的利用や自立分散型の発電施設等の導入を促進します。」と追記することを提案します。 東京都の「都市づくりのグランドデザイン」における政策方針の1つである「都市全体でエネルギー負荷を減らす」の主意を大規模開発計画が複数ある中央区において率先して誘導していくべきと考えます。 | ○ | P99 (5)都市づくりにおける低炭素化 | 当該記載中にエネルギーの面的利用や自立分散型の発電施設等の内容も含めて記載していますが、その趣旨を分かりやすくするため、「建築物」を「まちづくり」に修正します。 |

「中央区基本計画2018(仮称)」中間のまとめ に対するご意見の概要と区の考え方

〈取扱い〉

○計画に反映するもの

□計画に盛り込まれているもの

△区において今後の事業の参考とすべきもの

☆採用には至らないと判断したもの

－その他

| No. | ご意見の概要 | 区の考え方 | | |
|-----|---|-------|-------|---|
| | | 取扱い | 該当ページ | 考え方 |
| 3 | 基本計画2018の策定過程では区民公募委員の参加がありませんでしたが、区民の声をより反映させた計画とするため、次回の策定においては、是非とも区民公募委員を入れて策定していただきたいです。 | □ | － | 基本計画は、学識経験者、区議会議員、区内公共的団体の代表、公募区民等で構成された中央区基本構想審議会で、区政のこれまでの取組と今後の課題について議論し、同審議会が取りまとめた答申「中央区基本計画に盛り込むべき施策のあり方」を踏まえて各施策の検討・構築を図っています。 また、区民の皆さんのご意見をお聞きし、施策検討の参考とするため、パブリックコメントを実施しています。 |
| 4 | 昨年策定された基本構想には、「急激な人口増加に伴い、子育て、教育、高齢者福祉などさまざまな分野で行政需要が拡大しています。今後の人口動向を見極めつつ、長期的な視点から、しかるべき手を打っていかなくてはなりません。」と記述されています。 区民にとって最も基本的な福祉、教育の分野の行政需要がなぜ遅れてきたのか、地方自治法の本旨である「住民福祉の向上」にどう取り組んできたのか、真剣に議論を深め、「基本計画2018」に記すべきだと考えます。 | □ | | 基本構想は、学識経験者、区議会議員、区内公共的団体の代表、公募区民等で構成された中央区基本構想審議会で、区政のこれまでの取組と今後の課題について議論し、同審議会が取りまとめた答申を踏まえ、区議会の議決を経て策定しました。 このような経緯を経て策定した基本構想は、健康、福祉、防災、学習といった区民福祉の向上を基本に、まちづくり、持続的な発展、東京の牽引役をキーワードに新たな魅力を創出することで、まちの活気やにぎわいを生み、さらなる飛躍を目指すものです。 |
| 5 | P10に「急激な人口回復に伴い、子育て支援などをはじめとする区民サービスの充実など新たな課題に対応するため」との記述があるように、現に認可保育園待機児童や特養老人ホーム待機者の増大や学校の教室が不足している状況は、自治体としては異常とすべきです。 「住民こそ主人公」という自治体が本来中心に据えるべき柱を取り除き、大企業優先、再開発優先の区政に傾いてきているのではないのでしょうか。 | □ | － | このような経緯を経て策定した基本構想は、健康、福祉、防災、学習といった区民福祉の向上を基本に、まちづくり、持続的な発展、東京の牽引役をキーワードに新たな魅力を創出することで、まちの活気やにぎわいを生み、さらなる飛躍を目指すものです。 基本計画の策定にあたっては、同審議会の答申「中央区基本計画に盛り込むべき施策のあり方」を踏まえて各施策の検討・構築を図っています。また、施策分野ごとに施策の目標を示すとともに、現状データに基づく現状と課題を分析し、重点的に取り組むべき区的主要な取組を明らかにしています。 |
| 6 | 中央区独自の人口推計では、2027年には207,430人と推計しています。わずか10km ² の中央区の人口がこれからも大きく伸び続けることによって、区民の生活環境にどのような影響を与えるのかという多くの人が危惧している問題に対応しようとしていません。そのような行政で良いはずがありません。今、英知を集め分析し対応しなければならない焦眉の問題と考えます。 | □ | | |

「中央区基本計画2018(仮称)」中間のまとめ に対するご意見の概要と区の考え方

〈取扱い〉

○計画に反映するもの

□計画に盛り込まれているもの

△区において今後の事業の参考とすべきもの

☆採用には至らないと判断したもの

－その他

| No. | ご意見の概要 | 区の考え方 | | |
|-----|---|-------|---|---|
| | | 取扱い | 該当ページ | 考え方 |
| 7 | P6の「図表：基本構想等の位置付けや役割」では、上から「基本構想」「基本計画」「個別計画」と記載されていますが、P7の「図表：中央区PDCAサイクルのイメージ」では、上から「基本構想」「基本計画」「事務事業」と記載されています。「個別計画」と「事務事業」は同じことなのか、違うことなのか、分かりません。整理が必要と考えます。 | □ | P6 図表：基本構想等の位置付けや役割 P7 図表：中央区PDCAサイクルのイメージ | P6は、基本構想・基本計画・個別計画の関係性を表したものです。 P7は、基本計画の進行管理にあたって、基本計画に基づいて予算化した事業をPDCAサイクルで常に改善していくことを表しています。 |
| 8 | P18の「(3)日本橋川沿いエリアのまちづくり」の項について、この地域のまちづくりの焦点になっているのが日本橋上空の首都高速道路の撤去・移設問題です。 1964東京オリンピック前の首都高建設計画について、中央区議会は築地川埋立に反対するとともに、「日本橋を跨ぐな」と日本橋上空への架橋に反対していました。地元区、地域住民の声を無視した都政は厳しく批判されなければならないと考えます。こうした経緯も明記し、「歴史」と「伝統」を守る姿勢を示すべきだと考えます。 また、首都高速道路のうち都心環状線の撤去を求める世論もあることを考慮し、「都心環状線の撤去」も選択肢の一つとして、日本橋川周辺の再整備を考えるべきだと考えます。 | □ | P18 (3)日本橋川沿いエリアのまちづくり | 本区はこれまでも、地元のまちづくり検討組織等とともに日本橋上空の首都高速道路の移設撤去に向けて取り組んできました。こうした経緯を踏まえ、長年の地元の強い悲願に向けて、国および東京都等との緊密な取組により具体的な大きな一歩を踏み出したと考えています。 |
| 9 | P19の「(4)国際都市東京の中心としてのさらなる展開」では、「本区は、アジアヘッドクォーター特区に位置付けられており、外国企業のさらなる誘致に向けて、民間事業者による外国人のビジネス環境・生活環境の整備等が進められています。」との記述がありますが、政府の決めた「アジアヘッドクォーター特区」を無批判に受け入れているのは問題ではないでしょうか。今、中央区では大規模再開発を含め「特区」が幅をきかせ、その影で、区民の生活と生活環境がないがしろにされていることは、看過できません。 | □ | P19 (4)国際都市東京の中心地としてのさらなる展開 | アジアヘッドクォーター特区は、東京都が国の指定を受け、税制優遇をはじめ規制緩和等を行うことで、特区内への外国企業の誘致を推進するものです。 本区としては、東京の牽引役たる中央区がより豊かになるとともに、東京の国際競争力の向上、ひいてはわが国の経済成長に資するものと考えており、東京都と連携して取組を推進しています。 まちづくりの取組は、区民と一体となってまちづくりを進めていく協議型のまちづくりを推進しています。また、防災対策や環境対策、地域貢献施設の整備などを開発事業者に求め、良好な住環境に寄与するまちづくりを推進しています。 |

「中央区基本計画2018(仮称)」中間のまとめ に対するご意見の概要と区の考え方

〈取扱い〉

○計画に反映するもの

□計画に盛り込まれているもの

△区において今後の事業の参考とすべきもの

☆採用には至らないと判断したもの

－その他

| No. | ご意見の概要 | 区の考え方 | | |
|-----|---|-------|---|--|
| | | 取扱い | 該当ページ | 考え方 |
| 10 | 月島地域の人口増加に対応した公共施設整備が追いついていないと感じています。公共施設の地理的な分散についての分析が不足しています。 | □ | P40 計画事業「保健センターの整備」 P66 計画事業「おとしより相談センター(地域包括支援センター)の整備」 | 施設整備にあたっては、既存施設の有効活用や民間活力の活用などあらゆる手法を検討するとともに、将来の人口動向や区全体の地域バランスにも配慮しています。 こうしたことを踏まえ、晴海地区においては、出張所機能を有する施設に加え、保健センター、認定こども園、おとしより相談センター、図書館を整備する予定です。 また、同地区における小・中学校の整備の中で学校施設のスポーツ開放を検討しています。 |
| 11 | 選手村跡地以外の地区においても生活利便施設等の充実を図ってください。特に、図書館、出張所、介護施設、保育園を新設してください。 | □ | P137 計画事業「小・中学校の整備」 計画事業「認定こども園(幼保連携型)の整備」 | |
| 12 | 晴海地区には図書館やスポーツ施設がありません。生涯学習、スポーツ活動ができる場の確保および水辺の回遊性の向上の観点から、晴海二丁目地区にある小野田レミコン跡地を活用した図書館およびスポーツ施設の設置を要望します。 | □ | P146 (5)魅力ある図書館づくり 計画事業「図書館の整備」 | |
| 13 | 人口が増えて区が活性化することは賛成ですが、今後相当な人口増加が見込まれており、生活利便性に若干の不安があります。 晴海二丁目地域にはスポーツ施設や図書館の整備など、教育や文化を強化するためのスペースとして活用することを検討していただきたいです。 | □ | P150 (3)スポーツ活動ができる場の確保・充実 P169 (6)先見性のある施設マネジメントの推進 P170 計画事業「晴海地区における庁舎の整備」 | |
| 14 | P44の施策の柱「安全・安心な医療の確保」の中に「在宅医療支援体制の構築」を追加することを求めます。 「在宅医療」については、高齢者福祉分野において在宅生活の記載はありますが、高齢者に限った話ではなく、在宅で医療を受けられる安心こそが「すべての人々が健康で安心して暮らせるまち」につながると考えます。 | □ | P42 1-2 健康危機管理対策の推進【生活衛生・保健医療分野】 P57 (3)地域移行・地域定着支援の充実 P64 (4)高齢者の在宅医療・介護連携の推進 | P42「現状と課題」において、必要な医療を誰もが適切に受けることのできる体制が不可欠であることを普遍的な課題として認識した上で、具体的な取組が現に求められている障害者福祉分野や高齢者福祉分野ごとに記載しています。 |
| 15 | 保育園入園希望待機者の解消を求めます。 | □ | P50 (1)保育の場の確保 | 待機児童については、すべての子どもが保育施設を利用できるような環境を整備することが重要と考え、本計画に盛り込んでいます。 |
| 16 | 特別養護老人ホームの入所待機者(平成29年3月31日現在の申込者数:288人)の解消を求めます。 | □ | P65 (8)施設サービスの充実 P66 計画事業「地域密着型特別養護老人ホームの整備」 | 新たに京橋地域において地域密着型特別養護老人ホームを整備する(P66計画事業に記載)ほか、中重度の要介護認定者の推移や中長期的な介護ニーズおよび地域バランスを勘案しながら、さまざまな手法により特別養護老人ホームの整備を進めていきます。 |

「中央区基本計画2018(仮称)」中間のまとめ に対するご意見の概要と区の考え方

〈取扱い〉

○計画に反映するもの

□計画に盛り込まれているもの

△区において今後の事業の参考とすべきもの

☆採用には至らないと判断したもの

－その他

| No. | ご意見の概要 | 区の考え方 | | |
|-----|---|-------|---|---|
| | | 取扱い | 該当ページ | 考え方 |
| 17 | <p>中央区は日本の中でも外国人が多く来訪するまちです。災害時の外国人観光客に対する援助について区は十分な対策を立てておく責務があると考えます。</p> <p>外国人観光客に対する援助は国、東京都、企業など他機関との連携が必要なことは言うまでもありませんが、他機関との連携について、中央区から積極的・主体的に働きかけるべきだと考えます。基本計画の中でも触れるべきです。</p> <p>区の外国人人口は現在約6千2百人となっています。大災害時の避難生活の中で言葉や風習の違いに対する対策は重要な課題の1つと考えます。</p> | □ | <p>P81 (2)防災拠点の整備・運営体制の拡充 (5)情報収集・伝達手段の充実</p> <p>P82 (11)帰宅困難者対策の推進</p> <p>P164 (2)外国人が暮らしやすいまちづくりの推進</p> | <p>本区では、都心としての地域特性から、民間事業者が行う開発事業において、帰宅困難者一時滞在施設等の整備を促進し、その運営を支援するなど、外国人観光客も含めた帰宅困難者対策に取り組んでいるところです。</p> <p>また、外国人の方が、災害時に正確な情報の収集や適切な行動がとれるよう、4カ国語による「中央区防災マップアプリ」の配信や翻訳アプリの活用などに取り組むとともに、防災行政無線の多言語化にも対応していきます。</p> <p>さらに、外国人区民のニーズや使用言語等を踏まえた多言語対応など、外国人が暮らしやすいまちづくりを推進していきます。</p> |
| 18 | <p>公的住宅やそれに準ずる制度をより充実させることを求めます。</p> | □ | <p>P84 4-2 安心して住み続けられる住宅・住環境づくり【住宅・住環境分野】</p> | <p>区民住宅等を適正に管理し、誰もが暮らしやすい住環境を実現していくことは重要であると考え、本計画に盛り込んでいきます。</p> <p>既存の区民住宅を良質なストックとして活用していくとともに、東京都や関係機関と連携し、民間活力を活用して多様なニーズやライフステージに応じた住宅供給など居住支援を進めていきます。</p> |
| 19 | <p>P87の「適正なマンション管理の支援」に、違法民泊対策の支援に関する文言を追加することを求めます。</p> <p>違法民泊の苦情が増えており、また、区は民泊規制条例の制定も行うため、違法民泊を文言として入れるべきと考えます。</p> | □ | <p>P87 (6)適正なマンション管理の支援</p> | <p>マンション管理組合の抱えるさまざまな問題への支援には、民泊に関する相談支援の趣旨が含まれています。</p> |
| 20 | <p>P137の計画事業に「小学校と中学校それぞれの特別支援学級の開設」も追記することを求めます。</p> <p>小・中学校ともに、特別支援教育の拡充が喫緊の課題になっていると考えます。</p> | □ | <p>P136 (5)特別支援教育の充実</p> | <p>本区は、平成29年度までに全小学校、平成30年度中には全中学校に「特別支援教室」を設置しますが、特別支援教育のさらなる充実に向けた取組については、今後のニーズを見極めながら検討していくこととして、本計画に盛り込んでいきます。</p> |
| 21 | <p>東京2020パラリンピック後のさらなる障害者スポーツの普及と、それに伴う環境整備が進むことを願っています。このため、P150「スポーツ活動ができる場の確保・充実」に「バリアフリー化」の文言を記載することを求めます。</p> | □ | <p>P150 (1)スポーツ活動の推進</p> | <p>スポーツ施設のバリアフリー化など誰もが利用しやすい環境づくりを推進することは重要と考えており、本計画に盛り込んでいきます。</p> |

「中央区基本計画2018(仮称)」中間のまとめ に対するご意見の概要と区の考え方

〈取扱い〉

○計画に反映するもの

□計画に盛り込まれているもの

△区において今後の事業の参考とすべきもの

☆採用には至らないと判断したもの

－その他

| No. | ご意見の概要 | 区の考え方 | | |
|-----|---|-------|-------------------------|---|
| | | 取扱い | 該当ページ | 考え方 |
| 22 | <p>街路樹の整備や伐採撤去を行う際に地域住民の声を反映させる仕組みを構築することを求めます。</p> <p>具体的には、P92の公園・緑地・水辺分野における「区の主な取組」に「地域住民との協働による水とみどりのネットワークの形成」を加えることを求めます。</p> | □ | P169 (10) 区民の区政参画の促進 | <p>計画策定や施策の検討等のさまざまな段階で、区民や関係者等のご意見をお聞きし、施策検討の参考にしながら、各種事業を推進しています。</p> |
| 23 | <p>P109の「人にやさしい歩行環境の整備」に次の【】の文言を追加することを求めます。</p> <p>「(略)誰もが安全かつ快適に移動できるよう、【障害者団体や高齢者団体、自立支援協議会などの声を反映し、】歩道の拡幅や段差解消等を行い、(略)」</p> <p>このような文言を追加することで、バリアフリー化に関する意見や声をいかすことができるようになると考えます。</p> | □ | | |

「中央区基本計画2018(仮称)」中間のまとめ に対するご意見の概要と区の考え方

〈取扱い〉

○計画に反映するもの

□計画に盛り込まれているもの

△区において今後の事業の参考とすべきもの

☆採用には至らないと判断したもの

－その他

| No. | ご意見の概要 | 区の考え方 | | |
|-----|--|-------|---|---|
| | | 取扱い | 該当ページ | 考え方 |
| 24 | 基本計画2018にはカタカナ語、役所用語が多用されていますが、用語の説明が不十分ではないでしょうか。 例えば、「フルコスト情報(P7)」、「コーホート要因法」(P14)、「ビジット・ジャパン事業(P19)」、「訪日プロモーション(P19)」、「アジアヘッドクォーター特区(P19)」、「成果重視型マネジメントサイクル(P20)」などです。 | △ | － | 計画の策定にあたっては、分かりやすくまとめるとともに、ページが多くならないように作成しております。 用語の説明については、次回、基本計画の改定を検討する際に参考とすべき意見と考えています。 |
| 25 | 広く区民の声を集め、充実する目的の「パブリックコメント」が、その目的を遂げるためには、何よりも本文が多くの区民の手元に届かなければなりません。「インターネットでアクセスしてください」「区役所に来て見てください」と、「待ち」の姿勢を改める必要があると考えます。 さらに、「パブリックコメント」に応募した方々の意見を広く区民に知らせる仕組みを作ることを提案します。同時にその内容は、事務局の「要約」もあるでしょうが、コメントする人の意思を知るには、要約していない、意見書そのものを広く区民に知らせていくことが必要です。 | △ | － | 閲覧手段については、パブリックコメント制度の改善に向けて参考とすべき意見と考えています。 なお、パブリックコメントでいただいたご意見については、ご意見に対する区の考え方と合わせて区のホームページで公表していますが、論点を明確化する必要があることから、ご意見は要約しております。 |
| 26 | 基本計画2018では、「現状データ」を多く取り入れている点は高く評価できます。しかし、その「現状データ」で本当に良いのか、他に採用すべき「現状データ」がないか、常に検討をお願いします。 | △ | － | 基本計画2018の進行管理にあたって、参考とすべき意見と考えています。 |
| 27 | 今後、行政評価において公会計を用いた評価が行われることから、それと連動し一体的に評価をできるようにするため、次回、基本計画を策定する際には公会計を用いた評価指標を入れるように努力をしてください。 | △ | － | 次回、基本計画の改定を検討する際に参考とすべき意見と考えています。 |
| 28 | 病院の公的性から、差額ベッドではない病室の割合を増やし、区民が安心して入院できるよう要望します。 テレビに出演しているような腕のいい的確な診断ができる医師を中央区に多く集めてください。 | △ | P42 1-2 健康危機管理 対策の推進【生活衛生・保健医療分野】 | 区内の医師会等と連携を図り、区民が安心して医療を受ける体制を整備していきます。 |

「中央区基本計画2018(仮称)」中間のまとめ に対するご意見の概要と区の考え方

〈取扱い〉

○計画に反映するもの

□計画に盛り込まれているもの

△区において今後の事業の参考とすべきもの

☆採用には至らないと判断したもの

－その他

| No. | ご意見の概要 | 区の考え方 | | |
|-----|--|-------|--------------------|--|
| | | 取扱い | 該当ページ | 考え方 |
| 29 | <p>P44の施策の柱「感染症対策」の中に「抗微生物薬適正使用の推進」を追加することを求めます。</p> <p>耐性菌の蔓延が問題となり、「抗微生物薬適正使用」について、厚生労働省もそのための手引きを出すなど、積極的に打ち出しているところです。医師にとっても、患者にとっても意識改革が必要であり、保健所を中心に適切な情報発信が求められていると考えます。</p> | △ | P44 施策の柱「感染症対策」 | <p>抗微生物薬適正使用の推進については、国が薬剤耐性(AMR)対策として進める重要な施策であり、東京都、医師会、薬剤師会などと連携し、普及・啓発を図っていきます。</p> |
| 30 | <p>飲食店での全面禁煙は、売り上げ減少が必至で零細企業にとっては死活問題です。受動喫煙防止に関しては、国での法制化、東京都での条例化も検討されていますが、営業の自由が損なわれないようにすべきです。また、禁煙・分煙の店でも加熱式たばこを認めるケースが増えています。中央区で一律過度な条例が施行されないようお願いします。</p> | △ | P45 (5)受動喫煙防止対策 | <p>受動喫煙防止対策については、加熱式たばこの扱いも含め、現在国や東京都において議論が重ねられているところです。国や東京都の動きを注視しつつ、吸う方も吸わない方も共存できるよう、周知や啓発に取り組むことが重要であると考えています。</p> |
| 31 | <p>受動喫煙防止に関しては、国での法制化、東京都での条例化も検討されていますが、営業の自由が損なわれないようにすべきです。また、禁煙・分煙の店でも加熱式たばこを認めるケースが増えています。中央区で一律過度な条例が施行されないようお願いします。</p> | △ | | |
| 32 | <p>受動喫煙防止に関する国や東京都の動向が未定の中、中央区で一律過度な条例は作らないでほしいです。また、今流行りの加熱式たばこは中央区として条例検討から外すべきです。</p> | △ | | |
| 33 | <p>日頃、一服のため公園の喫煙所を利用しています。最近、国や東京都でたばこ議論がなされる中で、中央区が独自の一律禁煙とならないようお願いします。</p> | △ | | |
| 34 | <p>受動喫煙防止に関する国や東京都の動向が未定の中、中央区で一律過度な条例は作らないでください。また、加熱式たばこは中央区として条例検討から外すべきです。</p> | △ | | |

「中央区基本計画2018(仮称)」中間のまとめ に対するご意見の概要と区の考え方

〈取扱い〉

○計画に反映するもの

□計画に盛り込まれているもの

△区において今後の事業の参考とすべきもの

☆採用には至らないと判断したもの

－その他

| No. | ご意見の概要 | 区の考え方 | | |
|-----|--|-------|---|--|
| | | 取扱い | 該当ページ | 考え方 |
| 35 | 区営喫煙所の整備や民間事業者への整備補助など、歩きタバコの防止や、タバコを吸う方、吸わない方が共存できる「分煙」のまちづくりが進められることを切に望んでいます。 | △ | | |
| 36 | 区営喫煙所の整備や民間事業者への整備補助など、歩きタバコの防止や、タバコを吸う方、吸わない方が共存できる「分煙」のまちづくりが進められることを切に望んでいます。 | △ | | |
| 37 | 東京2020大会を迎えるにあたり、喫煙場所の整備を進めるべきです。また、整備にあたっては民間企業任せではなく、千代田区のように分煙環境整備の補助金を出すべきです。喫煙者の立場として区内公園の喫煙所は残してほしいです。そもそも指定喫煙所がなく困っています。 | △ | | |
| 38 | 公園での一服を安らぎとしていますが、区内には喫煙できる場所が少ないため、非常に困っています。今後、喫煙場所を維持していただくことはもちろん、可能な限り増やしていただければ幸いです。 | △ | P45 (5) 受動喫煙防止対策 P99 (8) 歩きタバコ・ポイ捨て防止対策の推進 | 喫煙場所については、中央区まちづくり基本条例に基づき、開発事業者に対して確保を要請しており、区内各地域で順次整備が進められています。また、公園等では分煙化の環境整備を進めています。 |
| 39 | 喫煙所があまりに少ないため、隠れた場所での喫煙につながっているのではないかと思います。今後、中央区は国内外の来訪者を迎えるにあたり、しっかりと喫煙場所をつくり、マナー向上、美化につながる区政を大いに期待しております。 | △ | | |
| 40 | 築地川銀座公園を利用していますが、喫煙所を絶対に撤去しないでほしいです。 また、港区は新橋など多くの喫煙所がありますが、中央区では公園以外は喫煙所をつくらないのでしょうか。区で整備する場所がなければ、民間企業に補助を出すなどの事業は考えないのでしょうか。 | △ | | |
| 41 | 区として受動喫煙防止の周知・啓発だけでなく、屋外喫煙所をつくるべきと考えます。喫煙者の立場から、公園の喫煙所は絶対に残すべきです。また、分煙環境整備の補助金を出すべきです。 | △ | | |

「中央区基本計画2018(仮称)」中間のまとめ に対するご意見の概要と区の考え方

〈取扱い〉

○計画に反映するもの

□計画に盛り込まれているもの

△区において今後の事業の参考とすべきもの

☆採用には至らないと判断したもの

－その他

| No. | ご意見の概要 | 区の考え方 | | |
|-----|--|-------|---|--|
| | | 取扱い | 該当ページ | 考え方 |
| 42 | 区が受動喫煙防止対策の一環として作成しているステッカーには、喫煙可能マークが存在しないため、作成について検討をお願いします。 | △ | P45 (5)受動喫煙防止対策 | 区が作成している飲食店掲示用のステッカーは、非喫煙者が店を選ぶ際に受動喫煙による健康被害を防止することを目的としています。 喫煙可能マークについては、さまざまな方のご意見を踏まえて検討していきます。 |
| 43 | 区の受動喫煙防止対策の一環として作成している店頭表示ステッカーは、非喫煙者を対象に禁煙・分煙しかないが、喫煙者対象の喫煙マークを入れてほしいです。 | △ | | |
| 44 | 生活困窮者(路上生活者、まんが喫茶滞在者を含む)および予備軍の実態を把握し、的確に対応することを求めます。 また、災害による生活困難者を予測するとともに、災害後、生活の見通しが立たない人に対する長期の職業訓練や生活保障についても検討が必要と思われるます。 さらに、民生委員の欠員の充足を求めます。 | △ | P74 (3)生活困窮者自立支援事業の推進 | 路上生活者については、東京都が年2回、目視による調査を実施しています。そのほか、週1回、東京都と特別区共同の巡回相談事業を実施しており、生活、健康、就労など自立に関する面接相談を行い、施設などへの入所の提案も行っています。区ではまんが喫茶滞在者も含めた生活困窮者の相談に対して、東京都やハローワーク等と連携しながら自立を支援しています。 災害による生活困難者数については予測しておりませんが、生活が困難になった方に対しては、地域防災計画において各種減免や弔慰金の支給、ハローワークへの職業あっせん依頼等を定めており、被災者の状況に応じて適切に対処します。 民生委員の欠員補充については、今後とも、地域での社会貢献活動に取り組む多様な活動主体や人材の中から幅広く候補者を選定していくことで対応していきます。 |
| 45 | 建築物の耐震化とともに、集合住宅における設備・インフラの対策も重要です。災害時にも一定程度の生活が継続できるよう、耐震性に加え再生可能エネルギー利用やコージェネレーションシステムの導入による電源の多重化等を行い、必要なエネルギーを自立的に確保できる住宅の普及について追記してください。 | △ | P84 4-2 安心して住み続けられる住宅・住環境づくり【住宅・住環境分野】 | 区は「中央区市街地開発事業指導要綱」を制定し、一定敷地面積以上の建築計画を対象に防災対策や環境対策の充実などを開発事業者に求めています。今後も社会状況の変化等に応じて良好な住環境の創出に向けたまちづくりを進めていきます。 |
| 46 | 超高層建築物が長周期振動にどの位耐えられるものかの確認と耐力不足の建物について補強を速やかに行い、区民の生命や財産の安全性を高めていただきたい。また、大きな揺れが短期間に続けて起こる場合や地質の違いによる地震時の揺れの検討を行っていただきたい。 | △ | P86 (1)建築物の耐震化の支援 (2)建築物の耐震化に向けた普及・啓発 | 超高層建築物の長周期地震動対策や地質による揺れの違いなどへの対策については、国や東京都の動向を注視しながら耐震化支援策を検討していきます。 |

「中央区基本計画2018(仮称)」中間のまとめ に対するご意見の概要と区の考え方

〈取扱い〉

○計画に反映するもの

□計画に盛り込まれているもの

△区において今後の事業の参考とすべきもの

☆採用には至らないと判断したもの

－その他

| No. | ご意見の概要 | 区の考え方 | | |
|-----|--|-------|-----------------------|--|
| | | 取扱い | 該当ページ | 考え方 |
| 47 | 晴海橋梁を現在より南側(ららぽーと豊洲側)に移設するとともに、遊歩道化することを要望します。これによって今後再開発の進む晴海地区の住民が快適に水辺の散策を楽しめる環境が整備できることに加え、ランニング、通勤、ショッピングなど、水辺の回遊性を高めることができると考えます。 | △ | | |
| 48 | 晴海橋梁については、ららぽーと豊洲側への移設および自転車通行用道路の整備についての検討をお願いしたいです。 これにより、中央区と江東区の人の流れの活発化につながると考えます。また、晴海二丁目地区は子育て世代の増加が見込まれますが、豊洲へのアクセスの向上により、塾など育児に必要な施設の選択肢を広げることができると考えます。 | △ | P93 (6)水辺環境の整備 | 水辺の散策を楽しめる環境の整備や回遊性の向上は重要であると考えており、本計画に盛り込んでいます。 晴海橋梁の遊歩道化や船着場の整備については現在、東京都が検討を行っています。 |
| 49 | 選手村から春海橋までのプロムナードをつなげるとともに、月島方面まで運河沿いの遊歩道をつなげてほしいです。また、晴海橋梁を遊歩道化するような話を聞きましたが、もう少し南方面に移設して、豊洲までの異なるルートがあると便利です。さらに運河の遊歩道沿いにカフェなどのお店があると良いです。 加えて、災害時に運河側から支援が行えるよう船が着岸できる場所の設置を希望します。 | △ | | |
| 50 | P108の施策の柱「交通環境の改善」の中に「完全歩車分離式信号機設置の交差点の拡充」を追加することを求めます。 完全歩車分離式信号機設置の交差点こそ、交通事故を減らすことに貢献すると考えます。 | △ | P108 施策の柱「交通環境の改善」 | 安全で安心して通行できる環境の整備は重要であると考えており、歩車分離式信号機については、地域の実情を踏まえ必要に応じて管理者である東京都公安委員会に働きかけていきます。 |

「中央区基本計画2018(仮称)」中間のまとめ に対するご意見の概要と区の考え方

〈取扱い〉

○計画に反映するもの

□計画に盛り込まれているもの

△区において今後の事業の参考とすべきもの

☆採用には至らないと判断したもの

－その他

| No. | ご意見の概要 | 区の考え方 | | |
|-----|---|-------|---|--|
| | | 取扱い | 該当ページ | 考え方 |
| 51 | 月島運動場交差点にある歩道橋のバリアフリー化および幅の拡張を要望します。晴海二丁目は今後人口が増加しますが、この地区の交通拠点の月島駅や避難所となる月島第三小学校までの経路上に同交差点があり、ベビーカーや高齢者等は迂回しなければなりません。 | △ | | |
| 52 | 晴海地区は、晴海通りで歩行空間が分断されています。具体的には、晴海トリトンスクエアからUR都市機構の住宅までは2階で歩行空間がつながっていますが、晴海通りを渡るには一度下に降りて歩道橋を渡るか、信号のある横断歩道まで回らないといけません。 ぜひ月島第三小学校付近にある歩道橋まで歩行空間を直結させてほしいです。もしくは、信号の併設や横断歩道を増設するなどの措置を講じてほしいです。 | △ | P109 (6)人にやさしい歩行環境の整備 | 誰もが安全かつ快適に移動できる環境の整備は重要であると考えており、本計画に盛り込んでいます。 歩道橋や横断歩道に関するご意見については、関係機関に対して改善を働きかけていきます。 |
| 53 | 月島第三小学校近くの横断歩道橋にベビーカーや車椅子の方も使えるエレベーターを設置してほしいです。 また、月島第三小学校から晴海通りを渡る横断歩道を整備してほしいです。 ベビーカーや車椅子利用者も自力で移動できるまちづくりを希望します。 | △ | | |
| 54 | 地下鉄新線の事業化に向けては、晴海地区に新設されるバスターミナル(二丁目)の地下に駅を新設することについて検討をお願いしたいです。 新設されるBRTを活かしつつ、有明方面から東京駅へつながることで交通利便性の向上が期待できると考えます。 | △ | P109 (10)コミュニティサイクルの拡充 P110 (11)基幹的交通システムの導入促進 | 地下鉄新線については、今後、事業者が決定した後、ルートや駅の位置を国や東京都と連携し検討していきます。 また、晴海二丁目に整備を予定しているバスターミナルについては、実施主体である東京都や事業者とコミュニティサイクルも含め整備内容を協議していきます。 |
| 55 | 晴海二丁目に整備を予定しているBRTターミナル内にコミュニティサイクルのポートを設置してBRTと接続するエコな移動手段を確保してほしいです。 また、臨海部に地下鉄が開通する折には、同ターミナルに駅を設置して、BRTと地下鉄の相互の良さが発揮されるようにしてほしいです。 | △ | | |
| 56 | 晴海フロントの隣の都営地にはある程度の商業施設(中規模程度のスーパー等の商業施設、飲食店、ペットホテル、ドッグランなどの生活利便施設)を整備してください。 | △ | P112 6-2 地域文化をい かし未来を実現する まちづくり【地域整備 分野】 | 生活関連施設、商業施設等のより良い都心居住に寄与する施設の誘導は重要であると考えています。 個別事業については、今後の参考とさせていただきます。 |

「中央区基本計画2018(仮称)」中間のまとめ に対するご意見の概要と区の考え方

〈取扱い〉

○計画に反映するもの

□計画に盛り込まれているもの

△区において今後の事業の参考とすべきもの

☆採用には至らないと判断したもの

－その他

| No. | ご意見の概要 | 区の考え方 | | |
|-----|---|-------|--|--|
| | | 取扱い | 該当ページ | 考え方 |
| 57 | 東京2020大会時に暫定駐車場となる晴海二丁目都営地のその後の開発は、高い緑化率を持った計画を希望します。 | △ | P115 (9)東京2020大会のレガシーをいかした晴海のまちづくり | 東京2020大会のレガシーをいかしたまちづくりとして、オープンスペースや憩いの空間の整備を進めていくことは重要であると考え、本計画に盛り込んでいます。ご意見については、晴海のまちづくりの検討における参考とさせていただきます。 |
| 58 | 学校教育について分かりやすい授業を求めます。そのため、以下の6点を提案します。 (1)1クラスの人数を20人程度にする。 (2)教え方の上手な先生の授業をファイル化してすぐに参考にできるようにする。 (3)学習のやり方を生徒に教える。 (4)クラブ活動は、地域のボランティアを複数募って保険をつけて行ってもらおう。 (5)教員が余裕をもって授業をできるように環境を整える。 (6)学習・学校生活相談センターを設けて、夜まで相談を受ける。 | △ | P132 8-1 子どもたちの可能性が開花する教育の推進【学校教育分野】 | 学校教育については、基本計画に盛り込んだ区の主な取組を着実に遂行することで、子どもたちの豊かな学びを実現していきます。ご意見は取組の推進における参考とさせていただきます。 |
| 59 | 中央区は歴史と伝統が今日的な社会の中に溶け込んだような魅力あるまちとしての性質を十二分に有していますが、その情報・魅力の発信と活用のためには、文化・芸術等、長期的な波及効果のあるコンテンツへの予算投下や、有識者の有効活用、区主催の文化事業の発展推進が欠かせません。このため、さまざまな主体と連携してコンテンツの掘り起こしと発信に努めるなど連携的に文化事業を発展させることで、経済的利益・税収および中央区人口の増加やそれによる税収増等までも視野の一点に入れることができるのではないかと考えております。 | △ | P145 (1)中央区民カレッジ P160 (1)文化に触れる機会の充実 (3)地域による文化資源の展示・公開 P161 (5)文化振興プロデュースチームの提案による文化振興施策の展開 | 区内のさまざまな団体や事業者が開催する文化イベントと連携し、有識者の意見を取り入れながら、まちの魅力を発信・再確認するイベントを実施しています。今後とも、いただいたご意見を参考にし、生涯学習、文化振興はもとより観光振興にも寄与する取組を進めていきます。 |
| 60 | 中央区の図書館は、レファレンスを利用しようとしても、専門的知見を有する司書が当該業務に従事せず、貸し出し・配架業務を担当する契約職員が対応していることが度々ありました。レファレンスカウンター等に専門職員を十分に配置して、利用者の便宜を図り、図書館の文化的価値の向上に努めてください。 また、タイムドーム明石における企画展示は、規模や宣伝などがいつも小さく、企画等が十分に活用されていないことが危惧されます。 | △ | P146 (4)本の森ちゅうおう(仮称)等図書館の整備 (5)魅力ある図書館づくり P161 (7)生涯学習や観光資源としての文化財活用 | レファレンスについては、お問い合わせがあった際には専門的知識を持つ司書によるサービスを提供していきます。また、今後整備予定の本の森ちゅうおう(仮称)では、地域資料や郷土資料も含めた総合的なレファレンスサービスを提供していくこととしています。 さらに、タイムドーム明石所蔵の郷土資料は、本の森ちゅうおう(仮称)に移設し、図書館の持つ地域資料と融合した展示等、企画展示の充実を図り、効果的に情報発信し、文化財のさらなる活用を推進していくこととしています。 |

「中央区基本計画2018(仮称)」中間のまとめ に対するご意見の概要と区の考え方

〈取扱い〉

○計画に反映するもの

□計画に盛り込まれているもの

△区において今後の事業の参考とすべきもの

☆採用には至らないと判断したもの

－その他

| No. | ご意見の概要 | 区の考え方 | | |
|-----|---|-------|--|---|
| | | 取扱い | 該当ページ | 考え方 |
| 61 | 子どもたちが図書館や読書習慣を通じて、自らの身近・身の回りの環境から、文化的な学びにつながるできていないと感じています。これは非常に残念なことで、中央区の文化的・経済的ブランドの活用が十二分にできていないことを意味していると考えます。 | △ | P146 (4)本の森ちゅうおう(仮称)等図書館の整備 (6)子どもの読書活動の推進 | 子供たちが、江戸時代からの本区の歴史・文化を学べるよう、中央区「Jr.文化・歴史ずかん」などを学校図書館に配備し、授業で活用するとともに、自由に手にとって読むことができる環境を整えています。 今後は、学校と図書館の連携をさらに深め、学校における地域学習への図書館資料の活用促進や、中央区ゆかりの人物や出来事の展示等を開催するなど、子どもたちに中央区の歴史や文化を伝承する機会の拡大を図っていきます。 また、今後整備予定の本の森ちゅうおう(仮称)では、こうした取組を推進することとしています。 |
| 62 | P169の「ICTを活用した効率的な行政サービスの提供」に「AI」を追加することを求めます。 ICTだけでなく、AIも活用することで、効率的な行政サービスが行える分野が多々あると思われ、それらを研究して行くべきであると考えます。例えば、保育園入所の順番決めなどはAIなら瞬時にできてしまうのではないのでしょうか。 | △ | P169 (5)ICTを活用した効率的な行政サービスの提供 | AI(人工知能)については、生産性の向上に資する技術であると認識しており、行政分野への活用について研究を進めていきます。 |

「中央区基本計画2018(仮称)」中間のまとめ に対するご意見の概要と区の方考え方

〈取扱い〉

○計画に反映するもの

□計画に盛り込まれているもの

△区において今後の事業の参考とすべきもの

☆採用には至らないと判断したもの

－その他

| No. | ご意見の概要 | 区の方考え方 | | |
|-----|---|--------|--|--|
| | | 取扱い | 該当ページ | 考え方 |
| 63 | 「すべての人々が」という記載が多すぎます。日本国籍者(国民)と外国人、区民(定住者)と区民外(通勤者)で権利が異なるはずで、特に外国人への過度な権利の付与防止の観点から、意識して区分すべきです。 | ☆ | － | 受けることができる行政サービスには違いもありますが、住み・働き・集うすべての人々が幸せを実感し誇りを持ってまちとしていくことが、中央区の将来像の実現につながるものと考えています。 |
| 64 | P22の「将来像の実現に向けた基本的な方向性」として記載されている5項目は、「中央区」の3文字を他の自治体の名に入れ替えれば、どの自治体でも使えるものではないでしょうか。 | ☆ | P22 1 中央区の将来像と基本的な方向性 | 「将来像の実現に向けた基本的な方向性」を盛り込んだ中央区基本構想は中央区基本構想審議会の答申に基づき区議会の議決を経て策定したものであり、本区独自のものと考えています。 |
| 65 | P52の計画事業に「児童相談所設置」を追加することを求めます。 P52に「児童虐待防止対策の推進」は書かれていますが、その要は、「児童相談所」です。現在、区は、児童相談所の設置に向け準備をしているのであるから、当然に計画事業に記載を入れるべきと考えます。 | ☆ | P52 (10)子ども子育て応援ネットワークの構築 | 児童相談所については、区において設置が可能となったことを踏まえながら、子ども家庭支援センターの体制を強化していくこととして、本計画に盛り込んでいます。 具体的な施設整備については、区としての児童相談行政のあり方を含め、開設に向けた人材の育成など慎重に検討を進めている段階であることから、計画事業には掲載しておりません。 |
| 66 | 「段差解消」については、P109の「人にやさしい歩行環境の整備」に記載されていますが、P56の障害者福祉分野における施策の柱「地域生活を支える環境づくり」においても記載すべきです。 段差解消は、障害者福祉分野からの発案とまちづくり担当課による実行という連携が求められると考えます。 | ☆ | P56 施策の柱「地域生活を支える環境づくり」 P109 (6)人にやさしい歩行環境の整備 | 段差解消等のバリアフリー化については、障害者福祉分野をはじめ高齢者福祉分野や子育て支援分野など幅広い分野にわたるものと考えています。 P34「計画掲載上の留意事項」に記載のあるとおり、施策の推進にあたっては、組織の垣根を越えて横断的に各部局が連携し、一丸となって事務事業の実施に取り組めます。こうしたことから、原則として取組の再掲は行っておりません。 |
| 67 | P92の「公園・児童遊園の整備」では受動喫煙防止の観点から公園・児童遊園の無煙化を行うことを記載することを求めます。 子どもたちが利用する公園・児童遊園こそ、第一に受動喫煙対策を取り組むべき場所であると考えます。 | ☆ | P92 (4)公園・児童遊園の整備 | 受動喫煙による健康被害を防止するための対策は重要であると考えています。 一方、公園は休息や遊び場などさまざまな利用目的があるため、子どもの遊び場等には吸殻入れを置かないことを基本方針としながら、分煙化の環境整備を進めています。なお、児童遊園には吸殻入れを設置していません。 |

「中央区基本計画2018(仮称)」中間のまとめ に対するご意見の概要と区の考え方

〈取扱い〉

○計画に反映するもの

□計画に盛り込まれているもの

△区において今後の事業の参考とすべきもの

☆採用には至らないと判断したもの

－その他

| No. | ご意見の概要 | 区の考え方 | | |
|-----|---|-------|---|---|
| | | 取扱い | 該当ページ | 考え方 |
| 68 | P101の現状データに晴海にある中央清掃工場からの電力供給量を記載することを求めます。 ごみを燃やし電力に再生することは循環型社会を示す典型的な中央区における取組であると考えます。 | ☆ | P101 現状データ (5-3 循環型社会づくりの推進【循環型社会分野】) | 中央清掃工場は特別区が組織する東京二十三区一部事務組合が運営しており、電力供給についても特別区が共同して実施しているため、中央区の現状データとして記載するものではないと認識しています。 |
| 69 | 区民が誰でも利用できる大規模マンションの公開空地の整備・維持に関しては、事業者と中央区との連携を図って区内の環境を向上させてほしいです。 また、緑化に貢献している公開空地については、資金面でも区の積極的な助成がほしいです。 | ☆ | P114 (1)協議型まちづくりの推進 | 総合設計等の都市開発諸制度により整備される公開空地等は、容積率の緩和対象となっており、緑化の整備や維持管理を適切に行うことが、所有者の責務になっています。 |
| 70 | P114の「協議型まちづくりの推進」の意味が不明確であるため、傍注で定義することを求めます。 | ☆ | P114 (1)協議型まちづくりの推進 | まちづくり基本条例・市街地開発事業指導要綱の規定の中で、近隣住民等に対して協議や説明を行うことを記載しているため、特に傍注で定義すべきことと考えておりません。 |
| 71 | P133の現状データに「国語、算数」だけでなく、「理科、社会」の正答率を記載することを求めます。 国語、算数は根幹となる教科であるものの、理科、社会も等しく重要です。最近の「学習力サポートテスト」では、理科、社会の平均点が参加校平均を下回っているところであり、今後取組を強化していくにあたり、その成果を追うためにも記載が必要と考えます。 | ☆ | P133 図表：児童・生徒の基礎的学力の定着状況 (国・東京都・区比較) | 本区の児童・生徒の学力等に係る課題を国および東京都との比較から捉えていくため、国および東京都の平均値のデータがある全国学力・学習状況調査で実施された国語と算数の結果を参考として掲載しているものです。 なお、本計画では、ご意見いただいた課題についてもしっかりと踏まえつつ、取組を記載しているところです。 |
| 72 | P155の「図表：地域別町会・自治会数」に、認定町会・自治会の内訳を記載することを求めます。 認定町会・自治会の方がより開かれた形であり、すべての町会・自治会が認定を目指すべきと考えます。 | ☆ | P155 図表：地域別町会・自治会数 | 認可地縁団体となるかどうかは、登記を要する資産の保有や地域の実情などに鑑みながら、町会・自治会が自主的に判断するものであり、区としては、町会・自治会が法人化を目指す場合において適宜支援をしていきたいと考えています。このため、認可地縁団体数の掲載は考えておりません。 |

「中央区基本計画2018(仮称)」中間のまとめ に対するご意見の概要と区の考え方

〈取扱い〉

○計画に反映するもの

□計画に盛り込まれているもの

△区において今後の事業の参考とすべきもの

☆採用には至らないと判断したもの

－その他

| No. | ご意見の概要 | 区の考え方 | | |
|-----|--|-------|--------------------|--|
| | | 取扱い | 該当ページ | 考え方 |
| 73 | <p>P157の「協働事業の推進」に中央区版「新たなふるさと納税」について記載することを求めます。</p> <p>今年度から「新たなふるさと納税」により協働事業の資金源獲得が可能となったため、協働事業の資金獲得を区も支援していくべきと考えます。</p> | ☆ | P157 (6)協働事業の推進 | <p>「ふるさと中央区応援寄附」については、社会貢献活動団体の育成に資する側面もあると考えておりますが、本計画においてはこうした趣旨も踏まえて、幅広い観点から団体の育成促進について記載しているため、当該寄附制度について個別に記載することは考えておりません。</p> |

「中央区基本計画2018(仮称)」中間のまとめ に対するご意見の概要と区の考え方

〈取扱い〉

○計画に反映するもの

□計画に盛り込まれているもの

△区において今後の事業の参考とすべきもの

☆採用には至らないと判断したもの

－その他

| No. | ご意見の概要 | 区の考え方 | | |
|-----|---|-------|---------------------------------------|--|
| | | 取扱い | 該当ページ | 考え方 |
| 74 | <p>築地市場の移転に関して、かつて中央区は豊洲地域の深刻な土壌汚染問題について、強く危惧を表明してきました。</p> <p>ところが、環状2号線道路計画に関し、当初、勝どき五丁目はトンネルを通す計画であったものを、大規模再開発に便宜を与えることを斟酌し、地上化することを東京都と中央区が画策し、地域住民の大きな世論を拒否し、都市計画の変更を強行したことは、中央区政上、許しがたい汚点と言わなければなりません。</p> <p>この大転換は、中央区が主導したものであり、その後、区の築地市場問題への対応は180度転換し、「築地市場移転断固反対」の中央区民と行政の共通の旗を投げ捨てたことに他なりません。この結果、石原都政の豊洲への移転強硬の道筋を付けたことで、中央区の責任は重大と言わなければなりません。</p> | － | P16 (1)築地市場の移転 | <p>環状2号線道路計画の変更は、東京都の都市計画決定によるものです。本区は、都市計画の変更時において、当該地域の交通環境、生活環境に深刻な影響をもたらすものであり、地域住民に苦渋の選択を強いるものと認識しており、東京都に対し、環状2号線の整備を単なる道路整備として捉えることなく、地域の総合的なまちづくりの課題解決に向け、真摯に検討の上、地域住民との信頼関係を構築するよう強く要請しております。</p> <p>なお、築地市場の移転に関して、区としては多くの関係者が真摯に議論を重ねてきた経緯を十分に理解するとともに、その結果として東京都から出された豊洲への移転整備の結論を厳粛に受け入れ、築地を食文化の拠点として活気とにぎわいを確実に将来に引き継いでいくこととしたものです。</p> |
| 75 | <p>P17の「(2)東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催」では、東京都が大手不動産・開発ディベロッパーに晴海選手村予定地の土地を相場の9割引で売却したことについて、都民による住民訴訟が起こされ裁判中であることが、全く触れられていません。</p> <p>また、晴海選手村予定地は、広大な都営地にも関わらず、都民・区民から強い要望のある都営住宅など公的な住宅建設計画がないことも、大問題です。</p> <p>こうした問題を積極的に取り上げるべきと考えます。</p> | － | P17 (2)東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催 | <p>選手村予定地の売却については、東京都が保留床等運営委員会を開催して敷地処分予定価格を決定しており、適切に対応しているものと認識しています。</p> <p>また、公的な住宅建設については、東京都が選手村跡地の整備を民間活力により、分譲・賃貸住宅のほか、高齢者を対象とした福祉住宅を整備する計画となっています。</p> |
| 76 | <p>P20の「3 財政収支の想定」では、「予断を許さない」「的確に予測することは極めて困難」などの表現があり、結局「財政環境のさらなる変化にも的確に対応し得る持続可能な行財政運営を図っていきます。」と結んでいます。しかし、「図表:財政収支の想定(一般会計)」には、何も数値が記入されておらず「算定中」とあるだけです。</p> <p>算出するのが困難とはいえ、中間のまとめで提示することができないのはどうしてでしょうか。十分な検討がなされていないのにパブリックコメントを求めることは、無責任ではないでしょうか。</p> | － | P20 3 財政収支の想定 | <p>「図表:財政収支の想定(一般会計)」は平成30年度予算編成を踏まえる必要があることから、空欄となっています。</p> <p>ただし、計画事業については、中間のまとめ時点での数値を掲載しています。</p> |

「中央区基本計画2018(仮称)」中間のまとめ に対するご意見の概要と区の考え方

〈取扱い〉

○計画に反映するもの

□計画に盛り込まれているもの

△区において今後の事業の参考とすべきもの

☆採用には至らないと判断したもの

－その他

| No. | ご意見の概要 | 区の考え方 | | |
|-----|---|-------|---|---|
| | | 取扱い | 該当ページ | 考え方 |
| 77 | <p>容積率が高い商業地域にさらに緩和措置を設けて住宅を誘導したことで人口が増加しましたが、今後もこの地域に住宅が増加すると用途地域を商業から住宅へ変更することが必要となると思います。その場合、既存住宅が不適合になるのではないのでしょうか。</p> <p>八重洲の再開発では大きな建物が3棟建つ予定がありますが、八重洲らしさはどのように発揮されるのでしょうか。</p> <p>民間事業者により第一種市街地再開発事業が進められていますが、国や区が補助金を出すほど民間の力は弱くなっているのでしょうか。</p> | － | P112 6-2 地域文化をいかし未来を実現するまちづくり【地域整備分野】 | <p>本区は、長い歴史の中で地域に住み、働く人々が協力しながら住商工の調和のとれた活気とにぎわいがあふれるまちを形成してきました。区としては、今後も用途地域の指定が商業地域となっている部分を住居地域へ変更する考えはありません。</p> <p>八重洲の再開発については、東京駅に隣接し、卓越した道路・鉄道網を有するなど立地特性をいかしたまちづくりを進めています。</p> <p>第一種市街地再開発事業への補助金については、再開発を行う区域内の権利者(土地・建物所有者)が共同で事業の主体者となる組合を対象に、建物建設にあわせて広場確保など地域課題に対応した公共貢献に補助するものです。</p> |
| 78 | <p>平和が大切であることは自明です。平和の大切さを過度に強調することで、国が担うべき外交政策や防衛政策に対して、地方公共団体が関与、意見することにならないか危惧します。</p> | － | P162 9-3 国や地域を越えた交流が深まり多様な価値観が共生するまちづくり【国際交流・地域間交流・平和分野】 | <p>本区の基本構想の理念は「平和」を基本としており、地方公共団体としても平和の大切さの普及・啓発を図っていくことは重要であると考えています。</p> |